# 北海道小学生バンドフェスティバル実施規定

### 【総 則】

- 第 1 条 北海道小学生バンドフェスティバルは、各地区連盟から推薦された団体が参加して実施する。
- 第 2 条 実施会場・日時、その他実施に必要な事項は、北海道吹奏楽連盟理事総会でこれを定める。
- 第 3 条 推薦母体となる地区連盟は次のとおりとする。
  - ① 函館地区 ② 日胆地区 ③ 札幌地区 ④ 空知地区 ⑤ 旭川地区
  - ⑥ 帯広地区 ⑦ 釧路地区 ⑧ 北見地区 ⑨ 名寄地区 ⑩ 留萌地区
  - ① 稚内地区

# 【部門及び参加人員】

- 第 4 条 参加資格は同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学校児童とする。ただし、同一人が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 第 5 条 各団体の参加人員は自由とする。

### 【地区代表及び道代表】

- 第 6 条 地区予選に出場し、地区理事長が推薦した団体が出場できる。
- 第 7 条 全日本小学生バンドフェスティバルには、金賞受賞団体中エントリーした団体の中から 全日本吹奏楽連盟が規定する数を推薦する。ただし、東日本学校吹奏楽大会の代表と重 複はできない。
- 第8条 全道大会への参加費用は各団体の負担とする。

## 【審 査】

- 第 9 条 審査は北海道小学生バンドフェスティバル審査内規による。
- 第10条 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。

#### 【演奏・演技・曲目】

- 第11条 参加団体は任意の曲を演奏・演技して審査を受けるものとする。
  - 1)編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。なお、手具の使用は任意とする。
  - 2) 歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。
  - 3) 演奏形態・服装等は任意とする。
- 第12条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないで本大会に出場することは認めない。

# 【演奏時間及び出演時間】

第13条 演奏時間は7分以内とし、規定時間を超過した場合は失格とし、審査の対象としない。 演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。 第14条 出演順番は北海道吹奏楽連盟常任理事会において決定する。

## 【賞及び表彰】

第15条 賞は北海道小学生バンドフェスティバル審査内規に基づき、金・銀・銅賞を贈る。

# 【附則】

- 第16条 北海道小学生バンドフェスティバルの実施に当たっては、北海道マーチングコンテスト と共催及び後援、協賛団体を持つことができる。また、これらの団体から、賞状、賞品 を受けることができる。
- 第17条 この規定は理事総会の議決により、改定することができる。
- 第18条 この規定は平成10年4月29日より施行する。

平成 10 年 11 月 7 日一部改定 平成 12 年 11 月 5 日一部改定 平成 15 年 11 月 9 日一部改定 平成 17 年 4 月 29 日一部改定 平成 19 年 4 月 29 日一部改定 平成 28 年 11 月 5 日一部改定 平成 31 年 4 月 20 日一部改定 令和 5 年 4 月 22 日一部改定